

池田町「暮らしの再生・古民家モデル業務」 質問回答一覧

令和7年5月28日

No.	項目	質問	回答
1	改修内容について①	既存図面の居間、和室に隣接している押入のところに階段がありましたが、その階段は撤去してもよろしいでしょうか？	問題ございません。
2	改修内容について②	上記階段を撤去するにあたり2階部分につながる部分を塞いでしまってもいいでしょうか？	問題ございません。
3	既存荷物について	現場調査にて2階を確認したところ、物が置いてあったのですがそちらは撤去していただけるのでしょうか？	既存荷物の撤去については、こちらで対応させていただきますが、撤去時期については、建物管理者も含めて調整させていただきます。
4	改修内容について③	窓が少し割れていたり、家の中の壁がはがれていたりする部分が多くありましたが、改修箇所以外の箇所はそのままにしておいても大丈夫でしょうか？	問題ございません。
5	要求水準書 第1章 4 事業期間について	令和7年11月14日までとなっていますが、何らかの理由（設計・建設業務など）で事業期間の延長は可能でしょうか。	工期の延長については、冬季期間中に入居が可能であるという条件のもと発注者および受注者双方協議の上、柔軟に対応いたします。
6	要求水準書	内訳明細書の記載がございますが、施工者に	可能といたします。ただし以下の2点を満たすものとい

	第2章 8 設計業務成果品、成果品について	よる見積書とさせていただけないでしょうか。	たします。 1. 設計業務と工事施工業務それぞれの見積もりを記載すること。 2. 工事の内訳明細書については、大工種ならびに中工種の記載をすること。
7	同上	内訳明細書が必要な場合、提出の期日は設計業務完了時でなく施工業務完了時とさせていただけないでしょうか。	内訳明細書については、設計業務完了時に提出をお願いします。ただし、工事実施後数量等が変更になる場合もそういされますので、その場合は完了設計書として、内訳明細書を改めてご提出ください。